

通知
ID

※※保管用※※

299-0262

千葉県袖ヶ浦市坂戸市場 番地

様

令和 7 年 月 日

000001 #

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩
(公印省略)

袖ヶ浦市定額減税調整給付金（不足額給付）（※）に関するご案内

令和 6 年の所得税（実績額等）及び令和 6 年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。

支給予定額 10,000円

※令和 6 年に支給した調整給付金（当初給付）^注の算定に際し、令和 5 年所得等を基にした推計額（令和 6 年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、不足する額を支給するものです。

注：調整給付金（当初給付）とは、令和 6 年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった（＝定額減税可能額が、令和 6 年分の推計所得税額又は令和 6 年度分の個人住民税所得割額を上回った）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として、1 万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

【調整給付金（不足額給付）の支給額及び算出式】

令和 7 年の所要額	令和 6 年分所得税分の 控除不足額 ^注 (①)	令和 6 年度分住民税所得割分の 控除不足額 (②)	控除不足額計 (③) (①+②)
	3,069 円	0 円	3,069 円
	注) 「控除不足額」とは、定額減税しきれない額を指します。		
	令和 7 年の所要額 (④) (1 万円単位に切上げ)		
	10,000 円		
支給額	令和 7 年の 所要額(④)	調整給付金（当初給付） 支給額(令和 6 年)	調整給付金（不足額給付） 支給額
	10,000 円	0 円	10,000 円

【注意事項】

- 事務処理基準日は令和 7 年 6 月 2 日です。基準日以降の額の修正等については反映しません。
- 支給を希望する場合は、**令和 7 年 11 月 30 日（日）まで**に手続きが必要です。
- 期限以降の手続きはできません**ので、必ず期限までにご提出ください。
- 返送期限までに手続きがされない場合は、袖ヶ浦市は本給付金の支給を辞退したとみなします。
- 意図的に虚偽の確認をした場合は、返還を求めるほか、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。
- 確認内容が誤っている場合は、給付金の返還を求める場合があります。
- 支給対象の場合、確認書を受理した日から指定口座振込までに 30 日程度を要します。
- 振込通知は改めて送付いたしません。通帳記帳等でご確認ください。
- 返送期限までに確認書等を提出された方で、書類不備や記載誤りによる振込エラーにより支払いが完了せず、かつ、**令和 8 年 1 月 9 日（金）まで**に不備が修正されない場合は、給付金を受け取ることはできません。
- 各数値について重大な相違を認める場合は、コールセンターへお問合せください。

【問合わせ】袖ヶ浦市定額減税補足給付金コールセンター

☎ 0 5 7 0 - 0 7 - 0 0 1 4 (ナビダイヤル)

受付時間 9:00 から 18:00 (日曜・祝日除く)

【返送方法】

■オンラインによる場合（便利なオンラインをご利用ください）

000001

期限：令和7年11月30日（日）23：59

あなたのID： パスワード：生年月日8桁 ■ 24時間いつでも返送可能 ■ 確認書類のコピー・貼付不要 ■ 郵送不要 ■ 所要時間：約3～5分	QRコード 
---	--

○手順

1	QRコードをスマホなどで読み取り画面を開く
2	入力画面に「あなたのID」「パスワード」「メールアドレス」を入力し送信する
3	届いたメール本文に記載されたURLからページを開く
4	手続きに必要な情報を入力・添付する
5	オンラインによる返送完了 給付までお待ちください

【注意点】

以下のものをご準備ください

- ・ 本案内に記載のIDとパスワード
- ・ メールアドレス
- ・ 本人確認（免許証等）の画像
振込先口座（キャッシュカード等）の画像

※画像が反射や極端に暗いなどにより識別できないことがないようにご注意ください

※代理人が確認・受給する場合はオンラインによる手続きはできません

【使用するもの】



■郵送による場合

期限：令和7年11月30日（日）必着

- ・ 必要事項を記載し、同封の返信用封筒にて期限までにご返送ください。
- ・ 郵便はオンラインに比べて、1～2週間ほど長く支給に時間を要します。予めご了承ください。
- ・ 代理人が確認・受給する場合は、郵送にてご返送ください。

提出書類（確認用）

- ☐ 「調整給付金（不足額給付）支給確認書」（本書類）※必要事項をご記入ください。
 - ☐ 氏名、確認日、連絡先電話番号（表面）
 - ☐ 振込口座（裏面）※表面の口座欄が空欄の場合などに記入
- ☐ 「本人（代理人）確認書類の写し（コピー）」
 - ※運転免許証（裏面に記載があれば裏面も）、マイナンバーカード（表面）、健康保険証、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）のいずれか1つ
- ☐ 「振込口座を確認できる書類の写し（コピー）」
 - ※通帳やキャッシュカードなど、振込口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できるもの
- 【以下は該当する場合に添付が必要となります】**
- ☐ 給付種類の異なる、支給要件を満たさない給付金を受給している場合のみ添付が必要です
 - ☐ 給付種類の異なる、支給要件を満たさない給付金を返還したことの証明書（領収書）
- ☐ 別世帯のご親族の方が代理確認・受給する場合のみ添付が必要です
 - ☐ 支給対象者本人が「登記されていないことの証明書」
 - ☐ 「親族関係を証明する書類（戸籍謄本または住民票）」
 - ※戸籍謄本または住民票は、発行後3か月以内のものを添付してください。
 - ※戸籍謄本または住民票は、ご本人と代理人の関係がわかるように（つながるように）取得してください。
- ☐ 法定代理人の方が代理確認・受給する場合のみ添付が必要です
 - ☐ 「登記事項証明書」
 - ※未成年後見人の場合は、未成年本人の戸籍謄本（正本）

※ 各欄の記入漏れ・チェック漏れや提出書類の不備はありませんか。

（記入漏れ・チェック漏れや提出書類の不備がある場合、給付を受けられません。）

令和 7 年 月 日

通知
ID

000001

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩
(公印省略)

様

袖ヶ浦市定額減税調整給付金（不足額給付）支給確認書

令和 6 年の所得税（実績額等）及び令和 6 年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。

支給予定額

10,000円

下記のいずれか（□）に✓を入れてください。

☐ 私は給付金を受給しません※裏面下部に署名、確認日を記載の上、返信用封筒で返送してください。

☐ 私は給付金を受給します

※以下必要事項を記載、本人確認及び振込先口座確認用書類を貼付の上、返信用封筒で返送してください。

▼手続き内容に記載不備などがあった場合ご連絡いたします。氏名、電話番号を必ず記載ください。

氏名

電話番号

ハイフンなし

※電話番号はハイフンなしで左詰めで記載してください

【貼り付け用紙】

本人（代理人）確認書類のコピーを貼り付けてください。

※※ここに貼付してください※※

※運転免許証（裏面に記載があれば裏面も）、健康保険証、介護保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、パスポート等の写し（コピー）のいずれか1つを貼付。

※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類をどちらも貼付。

振込先金融機関口座がわかる書類のコピーを貼り付けてください。

※※ここに貼付してください※※

※裏面「(1) 給付金の振込希望口座」に記入した金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)がはっきりと分かる通帳やキャッシュカードの写し（コピー）を貼付。

通知ID

000001

【裏面】

(1) 給付金の振込希望口座（要記入）

※必ず油性ボールペンで記入してください。

※表面でコピーを貼り付けた振込先と同じものを記載してください。

金融機関コード	支店コード	口座番号 ※右詰めでご記入ください	口座名義（カナ） ※通帳の表記に合わせてください

※金融機関コード例）みずほ銀行→0001、三井住友銀行→0005、不明な方は金融機関にご確認ください。

ゆうちょ銀行	通帳記号 （6桁目がある場合は ※欄にご記入ください）	通帳番号 ※右詰めでご記入ください	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	10※		

※口座による受け取りが出来ない方は、定額減税補足給付金コールセンター（0570-07-0014）へお問合せください。

(2) 代理確認・受給を行う場合

フリガナ	生年月日	住所
代理人氏名	西暦	
	年 月 日	
【委任事項】	☐ 確認 ☐ 確認・請求 ☐ 確認・請求及び受給 該当するものに ☒ を入れてください	調整給付金（不足額給付）について 代理人に委任します

【誓約事項・確認事項】 ※該当する方のみ

意図的に虚偽の確認をした場合は返還を求めるほか、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

- ☐ 令和5年所得が少額で、令和6年度分個人住民税所得割額が生じる水準ではありません。
※上記は令和5年所得について未申告の方のみ、該当する場合にチェック（✓）してください。
- ☐ 令和6年度に「新たに非課税（又は均等割のみ課税）となった世帯への給付」を受給後、令和6年度分個人住民税所得割額の修正（非課税→課税）がありました。
※調整給付金（不足額給付）の支給対象とならない場合があります。
- ☐ 添付している資料以外に収入を証する書類はありません。

確認書記載内容に異議ありません

氏名	確認日
	令和 7 年 月 日